

住民監査請求に基づく監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求人の住所・氏名

省略

2 請求の提出日

令和7年7月24日

3 請求の要旨

総務部総務管財課、及び入札参加企業と前副市長が2024年8月から2025年4月までに、中島雨水幹線整備工事(その1からその4)において、予定価格及び最低制限価格を、市の幹部が企業側に漏洩又は通報し、正常な入札行政を著しく妨害した。

正当な競争入札とは、売買・請負契約などにおいて最も有利な条件を示す者と契約を締結するために複数の契約希望者に内容や入札金額を書いた文書を提出させて、内容や金額から契約者を決める方法に対して、再入札手続き等に着手せず、その取り扱いが粗暴で市民の血税である公金を著しく浪費した。

よって、その余剰経費を落札企業から返還させ、関係職員に適切な処分を履行し、企業側には厳正な指名停止処分を求める。

4 事実を証明する書面

次に掲げる工事に関する入札の案件情報

- (1) 中島雨水幹線整備工事
- (2) 中島雨水幹線整備工事 (その2)
- (3) 中島雨水幹線整備工事 (その3)
- (4) 中島雨水幹線整備工事 (その4)

第2 請求の受理

本件監査請求については、監査委員会議において審査した結果、第1の3

「請求の要旨」（以下「請求の要旨」という。）の上段に記載された事項について事実を証する書面を欠いており、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「自治法」という。）第２４２条第１項に規定する要件を具備していないことから補正を求めたところ、その期限までに補正されなかった。その他の請求においては要件を具備しているものと認め、令和７年８月１８日に、本件措置請求書が提出された令和７年７月２４日をもってこれを受理する決定をした。

第３ 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施した。

１ 請求人の証拠の提出及び陳述の聴取等

自治法第２４２条第７項の規定に基づき、令和７年８月２２日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人はこれらを放棄した。

２ 監査対象事項

本件措置請求書に記載されている事項から、２０２４年８月から２０２５年５月までの中島雨水幹線整備工事、中島雨水幹線整備工事（その２）、中島雨水幹線整備工事（その３）、中島雨水幹線整備工事（その４）の４工事（以下「本件監査請求に係る４工事」という。）に係る財務会計上の行為について、正当な入札・落札手続が行われているか、またそのことによって市の財政に損害が発生し、違法又は不当な公金の支出がなされているか否かを監査対象とした。

３ 監査対象部署

総務部総務管財課入札監理室

上下水道部下水道課

４ 監査対象部署からの陳述の聴取等

自治法第２４２条第８項の規定に基づき、令和７年９月３日、関係職員（総務部長、同部総務管財課長、同課入札監理室長、上下水道部長、同部下水道課長、

同補佐、建設部都市整備課主任）から陳述の聴取を行った。

また、請求人からの主張に対する市長からの説明等を記載した書面（以下「弁明書」という。）の提出及び関係書類の提示を求め、これらを確認した。

第4 監査の結果

本件監査請求について、自治法第242条第11項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得た。

1 事実関係の確認

監査対象に係る事実について、請求人からの措置請求書、請求人から提出された証拠、市長からの弁明書及び関係書類、関係職員の陳述、監査委員による調査に基づき、下記のとおり確認した。

（1）入札に関する事務手続について

ア 本件監査請求に係る4工事について、主管課において工事実施設計書が作成されている。

建設工事に係る設計単価については、島根県建設工事積算基準を使用し、一部製品単価は国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき、3社以上の業者から参考見積りを徴取し積算している。

なお、入札公告において設計図書のほか、見積参考資料として積算数量及び積算内容、設計単価の基準及び見積単価を公表している。

本件監査請求に係る4工事のうち中島雨水幹線整備工事（その3）は、益田市建設工事における最低制限価格取扱規程（平成29年益田市訓令第3号）第4条の規定に基づき最低制限価格を、その他の工事は益田市建設工事低入札価格調査取扱規程（平成20年益田市訓令第5号）第4条の規定に基づき調査基準価格を、それぞれ積算している。

最低制限価格及び調査基準価格の算定方法は公表されている。

イ 主管課において工事施行伺いを起案し、益田市事務処理規則（昭和45年益田市規則第22号。以下「事務処理規則」という。）に定められた決裁権者による決裁を経て、工事の施行を決定するとともに、事務処理規則に定められた決裁権者が予定価格を決定し、予定価格調書を作成している。予

定価格調書は封入の上、開札時まで保管されている。

ウ 入札方式については、本件監査請求に係る中島雨水幹線整備工事（その４）を除く３工事は請負対象設計金額により、益田市建設工事等簡易型一般競争入札実施要綱（平成１７年益田市告示第１５４号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）第３条第１項の規定に基づき、簡易型一般競争入札方式とされている。

中島雨水幹線整備工事（その４）については、請負対象設計金額としては一般競争入札とすべき工事であるが、中島雨水幹線整備工事及び中島雨水幹線整備工事（その２）の工事と同様の工事であり、技術的な工夫の余地が小さいとの理由により、これらの２工事と同様に簡易型一般競争入札とする旨の決裁を経て、簡易型一般競争入札により実施されている。

エ 一般競争入札実施要綱第１８条第１項の規定に基づき、益田市競争参加資格審査会において、競争参加資格を審査し、承認されている。

オ 入札案件の公告については、益田市契約規則（昭和５９年益田市規則第２号）第５条第１項の規定により、市の掲示場に告示を掲示し、市役所の閲覧場において関係書類を閲覧に供し、及びインターネット上の入札情報サービス（ＰＰＩ）に掲載する方法により公表されている。

カ 本件監査請求に係る４工事の入札は、益田市建設工事等電子入札執行要領（平成２１年益田市訓令第１２号。以下「電子入札執行要領」という。）による電子入札により執行されている。

（２）落札者決定に関する事務手続について

ア 本件監査請求に係る４工事の開札において、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の価格で同額の入札をした者が複数あったことから、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の９及び電子入札執行要領第１１条の規定に基づき、電子調達システムにより電子くじを行い、落札候補者が決定されている。

イ 落札候補者については、一般競争入札実施要綱第１５条の規定により、競争参加資格を事後審査し、益田市競争参加資格審査会において落札者として決定されている。

2 判断

本件監査請求に係る4工事について、入札・落札に関する事務手続及び書類を確認したところ、当該工事の内容を考慮し、自治法等の関係法令及び市の規則等に則った入札方式が決定され、それに沿った事務手続がされており、違法性は確認されなかった。

開札においては、落札となるべき価格で入札した者が複数あったことから、施行令第167条の9の規定により、電子入札執行要領第11条の規定に基づき、電子調達システムにより電子くじを行って落札者を定めており、違法性はないと判断される。

なお、再度の入札については、施行令第167条の8第4項に「予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）」に行うとされている。本件監査請求に係る4工事の入札においては、落札となるべき価格の入札がされており、開札時に再度の入札を行うべき事情は見当たらない。

また、財務会計上の行為について他に不合理とすべき事情もないことから、不当な支出とも認められない。

したがって、請求人が主張する、「入札に関する取り扱いが粗暴で市民の血税である公金を著しく浪費した」とはいえず、違法又は不当な公金の支出があったと認められない。

また、請求人は、「関係職員に適切な処分を履行し、企業側には厳正な指名停止処分を求める」と要求しているが、これについては自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求において講ずべき必要な措置に該当しない。

3 結論

本件監査請求の請求の要旨の上段に記載された事項については、令和7年7月31日付益監第12号「住民監査請求の補正について」により、事実を証する書面の補正を求めたところであるが、その期限までに補正されなかった。

したがって、上記の事項については、自治法第242条第1項の要件を欠き不適法であるため、これを却下する。

本件監査請求の請求の要旨のその他の事項については、「2 判断」のとおり、

財務会計上の行為に違法又は不当な点はなく、住民監査請求における請求人の主張には理由が認められず、これについては棄却する。

第5 意見

本件監査請求は、入札金額が同額となった者が複数あった場合の落札者の決定について請求人が疑問を持ち、当該行為等が違法又は不当であるにとらえたことに起因するものと思われる。本件監査結果において一連の事務処理は適法に行われているところであるが、市民から疑念を抱かれることがないよう、公平性・透明性を明確に示すことに努められるよう要望するものである。